

## 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

### (定義)

- 第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。
- 2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
  - (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
  - (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。
- 5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。
- 6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

### (広域応援体制の組織)

- 第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。
- 2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。
- なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。
- 3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

### (本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。
  - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
  - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
  - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
  - (4) 応援要請の場所及び期間
  - (5) 連絡責任者
  - (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

津市長	近藤	康雄	
四日市市長	井上	哲夫	
伊勢市長	加藤	光徳	
松阪市長	下村	猛	
桑名市長	水谷	元	
上野市長	今岡	睦之	
鈴鹿市長	川岸	光男	
名張市長	亀井	利克	
尾鷲市長	伊藤	允久	
龜山市長	田中	亮太	
鳥羽市長	井村	均	
熊野市長	河上	敢二	
久居市長	池田	幸一	
いなべ市長	日沖	靖	
志摩市長職務執行者	西井	一衛	
多度町長	鷺野	利彦	
芸能町長	横山	雅宏	
美里村長	黒川	和義	
安濃町長	海野	武司	
香良洲町長	鈴木	一司	
一志町長	前山	禮三	
白山町長	岡本	知順	
嬉野町長	笹井	健司	
美杉村長	結城	敏	
長島町長	平野	久克	
木曾岬町長	古村	登	
東員町長	佐藤	均	
菰野町長	服部	忠行	
朝日町長	田代	兼二郎	
川越町長	山田	信博	
関町長	清水	孝哉	
河芸町長	長谷川	政春	
三雲町長	市川	庄一	
飯南町長	中野	孝是	
飯高町長	宮本	里美	
多気町長	長谷川	順一	

明和町長 木戸口 眞澄  
 大台町長 古家 孟  
 勢和村長 林 道郎  
 宮川村長 尾上 武義  
 大内山村長 小倉 文也  
 度会町長 大野 幸茂  
 伊賀町長 垂井 正  
 島ヶ原村長 稲森 稔夫  
 阿山町長 内保 博仁  
 大山田村長 福岡 達雄  
 青山町長 猪上 泰  
 紀伊長島町長 奥山 始郎  
 玉城町長 中瀬 信一  
 二見町長 辻 三千宣  
 小俣町長 奥野 英介  
 南勢町長 川口 米人  
 南島町長 稲葉輝喜  
 大宮町長 柏木 廣文  
 紀勢町長 谷口 友見  
 御菌村長 中北 隆敏  
 海山町長 塩谷 龍生  
 御浜町長 北裏 公教  
 紀宝町長 新宅 孝嗣  
 紀和町長 下川 勝三  
 鶴殿尊重 西田 健

朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター	組合長	山田 信博
大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合	管理者	古家 孟
紀伊長島町海山町し尿共同処理組合	組合長	奥山 始郎
朝明広域衛生組合	組合長	井上 哲夫
松阪市ほか六か町村衛生共同組合	管理者	下村 猛
菊狭間環境整備施設組合	管理者	木戸口 眞澄
津市ほか四箇町村衛生施設利用組合	管理者	海野 武司
伊賀南部環境衛生組合	管理者	亀井 利克
上野市ほか4か町村環境衛生組合	管理者	今岡 睦之
南牟婁清掃施設組合	管理者	北裏 公教
津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合	管理者	近藤 康雄

久居地区広域衛生施設組合

桑名広域清掃事業組合

安芸美地区清掃処理施設利用組合

香肌奥伊勢資源化広域連合

鳥羽志勢広域連合

桑名・員弁広域連合

伊勢広域環境組合

三重県知事 野呂 昭彦

代表理事 池田 幸一

管理者 水谷 元

管理者 横山 雅宏

連合長 林 道郎

連合長 井村 均

連合長 水谷 元

管理者 加藤 光徳